

◎証明書作成に当たっての説明事項

- ※1 治療期間については、胚移植を目的とした治療計画に同意した日から治療終了日までを記載してください。ただし、主治医の治療方針に基づき、採卵準備前に男性不妊治療を行った場合は、男性不妊治療を行った日から生殖補助医療終了日までを記載してください。
- ※2 不妊の原因を調べるための検査に係る費用、凍結された精子、卵子、胚の管理料（保存料）入院費、食事代、個室料、文書料は助成の対象外となりますので、証明金額からは除いてください。
- ※3 生殖補助医療で治療計画を立てる際に夫に係る医療費分（保険適用分）
- ※4 主治医の治療方針に基づき、主治医の属する医療機関以外の他の医療機関で男性不妊治療を行った場合は、主治医が患者から男性不妊治療として支払った領収書の提出を受け、主治医が領収金額を記載してください。